

加工食品の原料原産地表示について

社団法人 日本冷凍食品協会
常務理事 山本 宏樹

加工食品の表示

なにを表示するの？

下記の事項を容器包装の見やすいところに枠内に一括して表示（一括表示）。
（期限表示、保存方法は枠外に記載可能）

名称
原材料名
内容量
消費期限又は賞味期限
保存方法
製造者の氏名又は名称及び住所

← 品名と記載可

← **食品添加物**も原材料名の項に記載

← 固形量、内容総量で記載する場合もあり

※輸入品の場合は原産国名も表示

← 表示者が販売業者の場合は**販売者**
表示者が輸入者の場合は**輸入者**

※遺伝子組換え、有機農産物に該当するものについては適切な表示が必要

※この他にも、個別の**品質表示基準（調理冷凍食品等）、景表法、業界基準等**により表示が必要な項目がある場合があるので、実際の表示に当たっては、品質保証部までお問い合わせ下さい。

生鮮食品の表示

なにを表示するの？

- ①名称：生鮮食品の内容を表す一般的な名称を記載。
- ②原産地：**国産品**と**輸入品**に分けて原産地表示方法が規定。

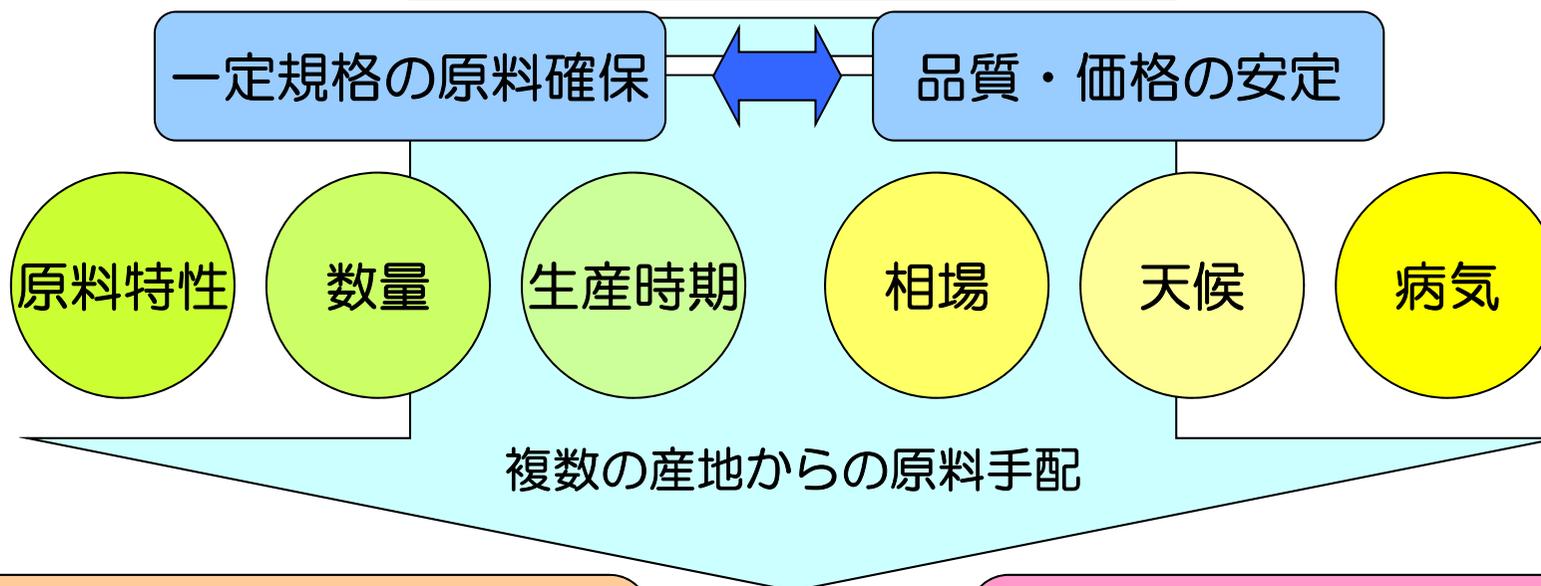
	国産品	輸入品
農産物	都道府県名 (市町村名、一般に知られている地名でも可)	原産国名 (一般に知られている地名でも可)
畜産物	国産である旨 を表示。 (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、 その他一般に知られている地名でも可。)	原産国名
水産物	生産、採捕した 水域名 または 地域名 (主たる養殖場 が属する都道府県名) ※水域名の記載が困難な場合にあつては水揚港 名、又は水揚港のある都道府県名でもよい。 ※水域名に水揚港名又は水揚港のある都道府県 名を併記することができる。	原産国名 ※原産国名に水域名を併記可

- ③水産物の場合：解凍したものには「**解凍**」、養殖したものには「**養殖**」と表示
- ④その他、**遺伝子組換え**についても適正な表示が必要

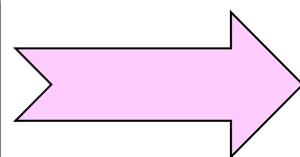
	主産地	変動要因
大豆油	アメリカ、カナダ、オーストラリア	天候、作柄、相場
豚肉	アメリカ、メキシコ	相場、セーフガード、口蹄疫、豚コレラ
豚脂	国産（鹿児島、宮崎、茨城、群馬、北海道等）	相場、セーフガード、口蹄疫、豚コレラ
豆乳	国産（原料大豆はアメリカ、カナダ、オーストラリア）	天候、作柄、相場
たまねぎ	主に国産	収穫時期（4～5月:輸入品(アメリカ、カナダ、NZ等)、6～9月:国産(佐賀、淡路等)、10～4月:国産(北海道)）、天候、作柄、相場
粉末植物タンパク	アメリカ	特定品種の作付け状況
粉末大豆	アメリカ	特定品種の作付け状況

加工食品の原料原産地表示に関する問題点

加工食品の特性、
①多くの原材料から構成 ②品質・価格の規格化・安定性



使用原材数×原料原産国
＝
膨大な組合せ



表示管理が複雑
↓
表示不可能・間違った表示の原因

安全・安心な品質と経済性に優れた製品 ≠ 詳細な表示